

令和5年5月11日

各事業者団体 宛

国土交通省

「身体障害者補助犬同伴の受入れのための啓発リーフレット」の周知のお願い

平素より、国土交通・障害福祉行政にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

身体障害者補助犬（以下「補助犬」。）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする、「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称で、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に基づき特別な訓練を受けて認定されています。補助犬ユーザーは、補助犬の衛生面や行動に責任を持って補助犬と一緒に社会参加しており、公共施設等において補助犬を受け入れることは、身体障害者補助犬法で義務付けられています。

しかしながら、今もなお多くの補助犬ユーザーは、補助犬同伴の受け入れ拒否を経験していることもあり、今般、令和4年度の障害者総合福祉推進事業により、「身体障害者補助犬の効果的な普及啓発及び訓練並びに認定の平準化に関する調査研究」において、「身体障害者補助犬同伴の受入れのための啓発リーフレット」が取りまとめられたところです。

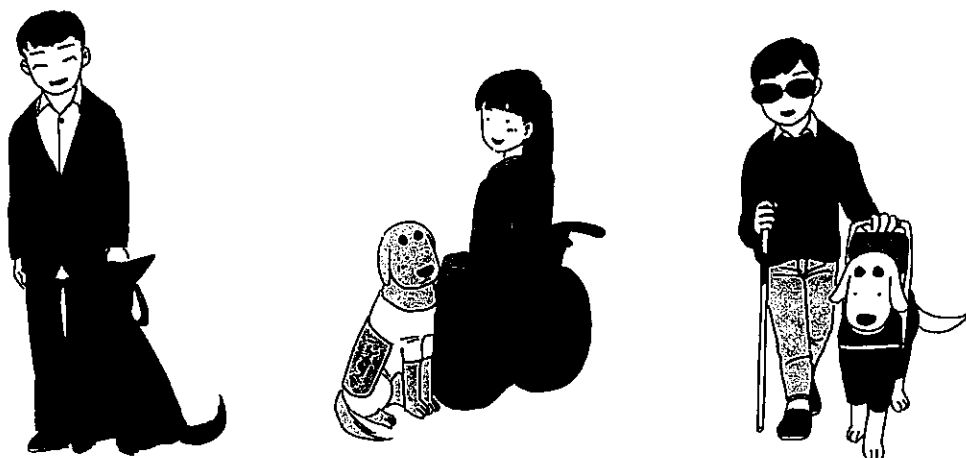
このことについて、厚生労働省より「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」を活用いただき、補助犬についての理解を深め、受け入れの促進に向けて、事業者団体に対する周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましては内容についてご了知頂くとともに、貴団体に加盟されている法人等に対して、別紙の内容について周知頂くようお願いいたします。

**【お問い合わせ先】**

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室 社会参加活動支援係  
e-mail : SGJIRITU@mhlw. go. jp  
電 話 : 03-5253-1111 (内線 3636)

# 身体障害者補助犬同伴の のための 啓発リーフレットを作成しました



身体障害者補助犬法により、「…不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない…」と定められています。しかし、補助犬同伴の受入拒否は、未だなくなることがなく、障害当事者の社会参加に大きな障害となっています。

受入拒否が生じているのは、施設管理者が補助犬の同伴についての知識がないことなどが大きな理由となっています。

そこで、補助犬同伴の受入の啓発に活用いただける簡単なリーフレットを作成しました。リーフレットでは、補助犬法上の義務（補助犬ユーザーの受入義務、補助犬ユーザーによる補助犬の管理義務）についての簡単な説明や、受入の事例やポイントを紹介しています。飲食店、宿泊施設、小売店、公共交通機関、医療機関の5種の施設別に作成してあります。

ご活用いただき、補助犬ユーザーの社会参加の拡大につながっていけば幸いです。

以下のURLまたはQRコードから、リーフレット掲載のページにアクセスできますので、ダウンロードしてご使用ください。

[http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R04\\_hojoken.shtml](http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R04_hojoken.shtml)

